

## 消毒用アルコールの安全な取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒のため、エタノール等を主成分とする消毒用アルコールを使用する機会が増えています。消毒用アルコールは、消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当する場合がありますので、以下の点に注意していただき、安全に取り扱うようお願いします。

### 消毒用アルコールの安全な取扱い等について

- ・ 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。
- ・ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- ・ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたり等しないこと。
- ・ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

### 消防法や火災予防条例の規制数量について

- ・ 消防法の規制を受ける数量  
消毒用アルコールを400L以上、貯蔵・取扱いする場合
- ・ 火災予防条例の規制を受ける数量  
【事業所】  
消毒用アルコールを80L以上、400L未満を貯蔵・取扱いする場合  
  
【個人の住居】  
消毒用アルコールを200L以上、400L未満を貯蔵・取扱いする場合

※消防法、火災予防条例の規制を受ける数量を貯蔵・取扱いする場合は、事前に消防本部『予防課危険物係』までご相談下さい。

### 総務省消防庁発出通知へのリンク

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200318\\_kiho\\_77a.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200318_kiho_77a.pdf)

このページへのお問い合わせ  
予防課 危険物係  
TEL : 043-481-1239  
FAX : 043-484-2502  
Mail : yobou@119-sys.jp

# 消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。一般に消毒用アルコールの物性として、次の特徴があります。

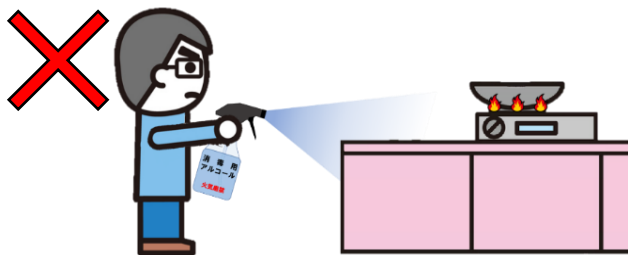
## アルコールの火災予防上の特徴

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

このため、ご家庭や事業所などにおいて、消毒用アルコールを使用する場合、下記に示す火災予防上の一般的な注意事項に十分注意の上、安全に取り扱ってください。

## ⚠ 火災予防上の一般的な注意事項 ⚠

- ☆ 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



- ☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。



- ☆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことは避けましょう。

